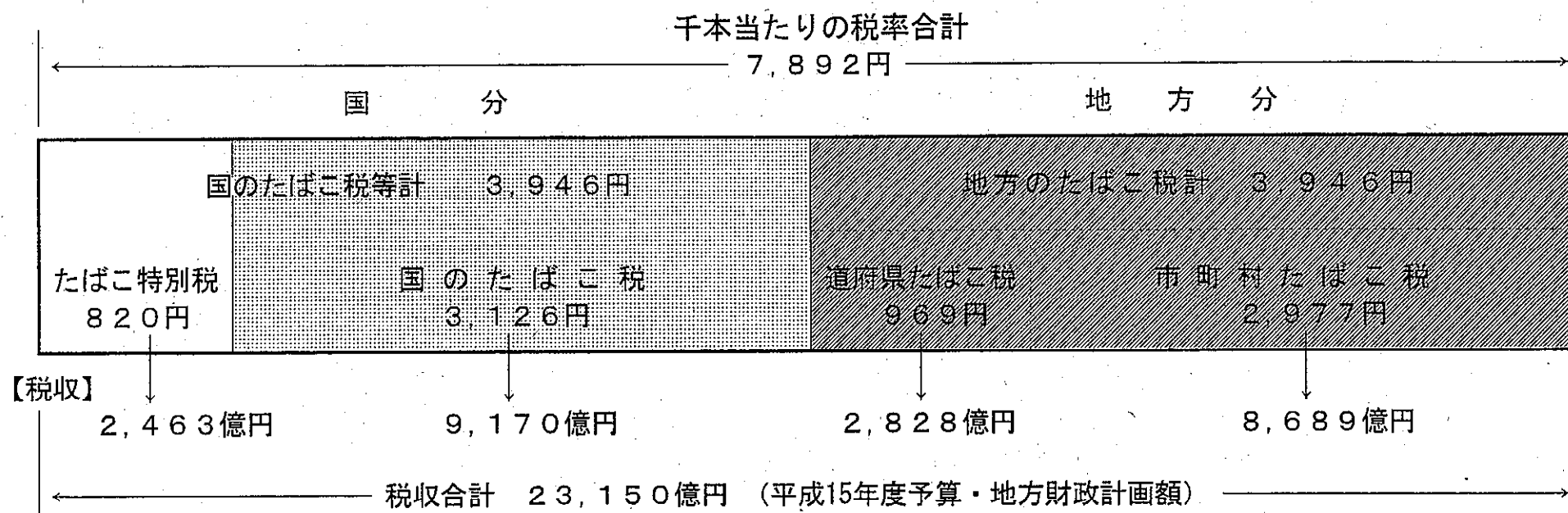


た ば こ 税

たばこに対する課税制度の概要



国産品：製造場から移出する製造たばこを課税
輸入品：保税地域から引き取る製造たばこを課税

小売販売業者に売渡しをする製造たばこを課税
製造たばこを小売販売業者に売渡しする製造者、特定販売業者及び卸売販売業者が納税義務者となり、小売販売業者の営業所所在の道府県・市町村に納税。

- (注1) 上記の税率の例外として旧三級品に係る税率が定められているほか、保税地域から引き取られる製造たばこのうち、特定販売業者以外の者が引き取るものについては、地方のたばこ税を課税する機会がないことから、国税において地方のたばこ税の税率に相当する額を合わせた税率が設定されている。
- (注2) たばこ特別税は、国鉄・国有林野の累積債務を国の一般会計に承継することに伴い創設されたもので、その税収は、国債整理基金特別会計に直入されている(平成10年12月1日施行)。
- (注3) 平成11年度改正における恒久的な減税の実施に伴い、地方財政の円滑な運営に十分配慮するとの観点から、当分の間の措置として、国のたばこ税の税率が引き下げられ、同額、地方のたばこ税の税率が引き上げられた(平成11年5月1日施行。410円/千本(旧三級品は195円/千本))。
- (注4) 国のたばこ税収(9,170億円)のうち、25%は地方交付税として地方に配分される。

紙巻たばこの販売数量の推移

年度	国産	シェア	輸入	シェア	合計	前年度比
元	億本 2,677	% 85.3	億本 461	% 14.7	億本 3,138	% 102.4
2	2,709	84.1	511	15.9	3,220	102.6
3	2,741	83.5	542	16.5	3,283	102.0
4	2,727	82.9	562	17.1	3,289	100.2
5	2,729	82.1	597	17.9	3,326	101.1
6	2,689	80.4	655	19.6	3,344	100.6
7	2,637	78.8	710	21.2	3,347	100.1
8	2,706	77.7	777	22.3	3,483	104.1
9	2,546	77.6	735	22.4	3,280	94.2
10	2,576	76.5	790	23.5	3,366	102.6
11	2,501	75.3	821	24.7	3,322	98.7
12	2,431	74.9	814	25.1	3,245	97.7
13	2,372	74.3	821	25.7	3,193	98.4
14	2,290	73.3	836	26.7	3,126	97.9
15	—	—	—	—	3,027	96.8

たばこ税等の税収の推移

国の たばこ税等	地方の たばこ税	合計
億円	億円	億円
9,612	9,654	19,266
9,959	9,964	19,922
10,157	10,107	20,264
10,199	10,145	20,344
10,298	10,280	20,578
10,398	10,359	20,757
10,420	10,474	20,894
10,798	10,523	21,321
10,176	10,467	20,643
特 927 10,462 } 11,388	10,449	21,838
特 2,736 9,050 } 11,786	11,435	23,221
特 2,644 8,755 } 11,400	11,467	22,867
特 2,602 8,614 } 11,216	11,277	22,493
特 2,550 8,441 } 10,991	11,052	22,043
特 2,463 9,170 } 11,633	11,517	23,150

- (備考) 1. 紙巻たばこの販売数量は、日本たばこ協会調べによる。なお、平成15年度については、予算額に係る課税見込数量である。
2. 国のたばこ税の平成10年度以降の「特」は、たばこ特別税の収入である。
3. 国のたばこ税の平成14年度までは決算額、15年度は予算額である。
4. 地方のたばこ税の平成13年度までは決算額、14年度及び15年度は地方財政計画額である。

揮 発 油 税 等

国の道路特定財源等の概要(平成15年度予算額)

税 目 (※ 目的税)	課 税 対 象	税 率	税 収 の 使 途	根 拠 法	税 収
揮 発 油 税 (昭和24年創設・ 29年特定財源)	揮 発 油	48,600円/kl ※ 適用期限:20年3月31日 (本則税率:24,300円/kl)	・国の道路財源(1/4は道路 整備特別会計に直入)	道路整備費の財源等の特 例に関する法律 3,5	億円 28,363
地 方 道 路 税※ (昭和30年創設)	揮 発 油	5,200円/kl ※ 適用期限:20年3月31日 (本則税率:4,400円/kl)	・地方の道路財源として全額 譲与	地方道路税法 1 地方道路譲与税法 1,8	3,035 (地方分 3,035)
石 油 ガ ス 税 (昭和41年創設)	自動車用石油 ガス	17円50銭/kg	・1/2は国の道路財源 ・1/2は地方の道路財源とし て譲与	道路整備費の財源等の特 例に関する法律 3 石油ガス譲与税法 1,7	280 (地方分 140)
自 動 車 重 量 税 (昭和46年創設)	乗用車、トラ ック、バス、 軽自動車等	(例)乗用車 車両重量0.5t・1年につき ・自家用 6,300円 ・営業用 2,800円 ※ 適用期限:20年4月30日 (本則税率:いずれも 2,500円)	・国の道路財源(注) ・公害健康被害の補償費用の 財源として交付 ・1/3は地方の道路財源とし て譲与	公害健康被害の補償等に 関する法律附則19の2 自動車重量譲与税法 1,7	11,120 (地方分 3,710)

(注) 自動車重量税収の2/3は国の一般財源であるが、税創設の経緯等から約8割相当額は道路財源とされている。

平成15年度以降5箇年間に行うべき道路の整備に関する事業の
量及び積雪寒冷特別地域における道路交通の確保について

平成15年10月10日
閣 議 決 定

道路整備費の財源等の特例に関する法律（昭和33年法律第34号）第3
条第3項に規定する平成15年度以降5箇年間に行うべき道路の整備に関す
る事業の量及び積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置
法（昭和31年法律第72号）第4条第1項に規定する積雪寒冷特別地域道
路交通確保5箇年計画を次のとおり定める。

社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第2条第1項に規定
する社会資本整備重点計画に即して、平成15年度以降5箇年間の道路の整
備に関する事業を重点的、効果的かつ効率的に推進することとし、その事業
の量は38兆円を上回らないものとする。なお、今後の社会経済の動向、財
政事情等を勘案しつつ、必要に応じ、その見直しを行うものとする。

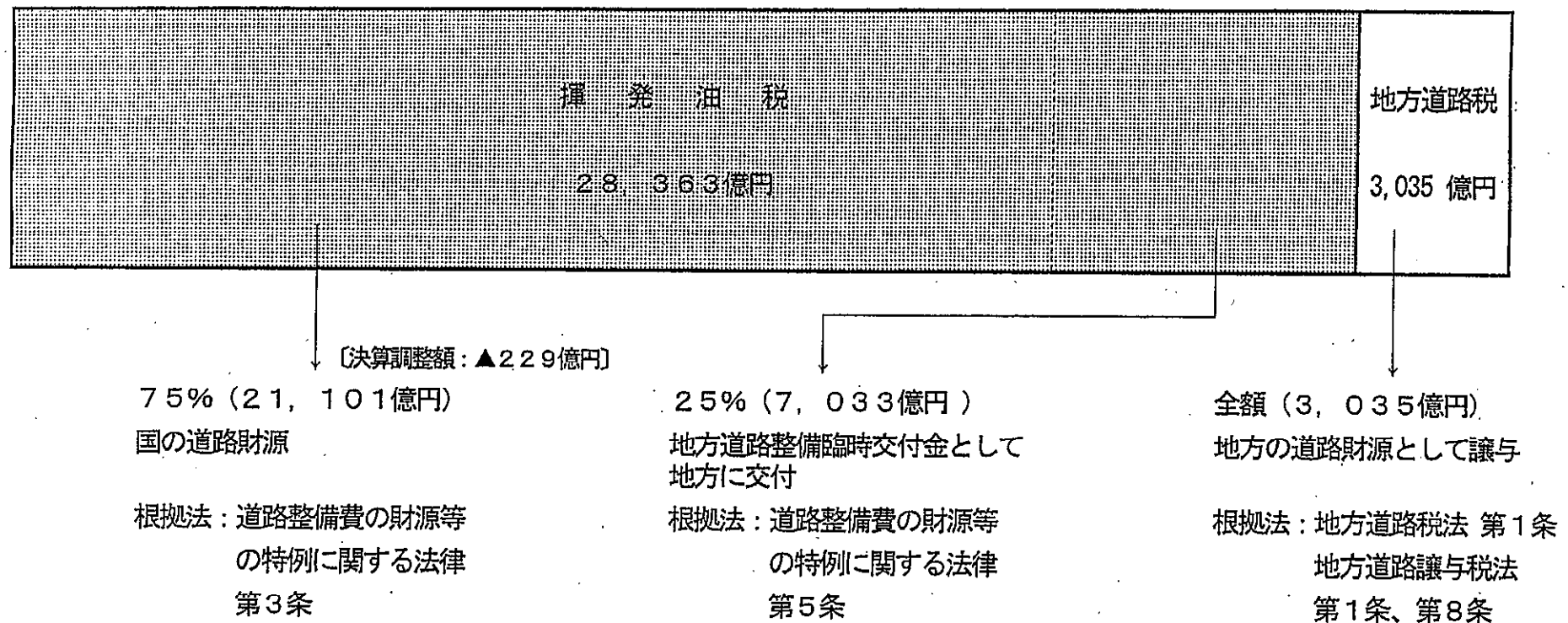
（以下省略）

揮発油税及び地方道路税について

○ 揮発油税等の概要

	課税物件	課税段階	納税義務者	税率
揮発油税 (国税)	揮発油	製造場からの移出、 保税地域からの引取り	揮発油の製造者、 揮発油を保税地域から引き取る者	48,600 円／kℓ ※適用期限：20 年 3 月 31 日
地方道路税 (国税・目的税)	"	"	"	5,200 円／kℓ ※適用期限：20 年 3 月 31 日

○ 税収及び使途等（平成 15 年度予算額）



揮発油税等の課税数量及び税収の推移

年度	課税数量（千ℓ）	
		前年度比（％）
元	42,190	104.8
2	44,077	104.5
3	45,517	103.3
4	46,475	102.1
5	47,556	102.3
6	49,687	104.5
7	50,765	102.2
8	52,373	103.2
9	53,318	101.8
10	54,894	103.0
11	56,446	102.8
12	57,187	101.3
13	57,961	101.4
14	58,513	—
15	58,356	—

税収（億円）			
揮発油税	地方道路税	計	前年度比（％）
19,203	3,453	22,656	104.8
20,066	3,608	23,674	104.5
20,719	3,726	24,445	103.3
21,159	3,805	24,964	102.1
21,993	3,543	25,536	102.3
24,081	2,577	26,658	104.4
24,627	2,635	27,262	102.3
25,456	2,724	28,180	103.4
25,831	2,764	28,595	101.5
26,636	2,850	29,486	103.1
27,423	2,934	30,357	103.0
27,686	2,962	30,648	101.0
28,136	3,010	31,146	101.6
28,365	3,035	31,400	100.8
28,363	3,035	31,398	—

（備考） 1. 課税数量は、国税庁調べによる（税関分を含む）。なお、平成 14 年度及び平成 15 年度については、予算額に係る課税見込数量である。

2. 税収の平成 14 年度までは決算額、15 年度は予算額である。

製油所の分布

全国の製油所数：33ヶ所

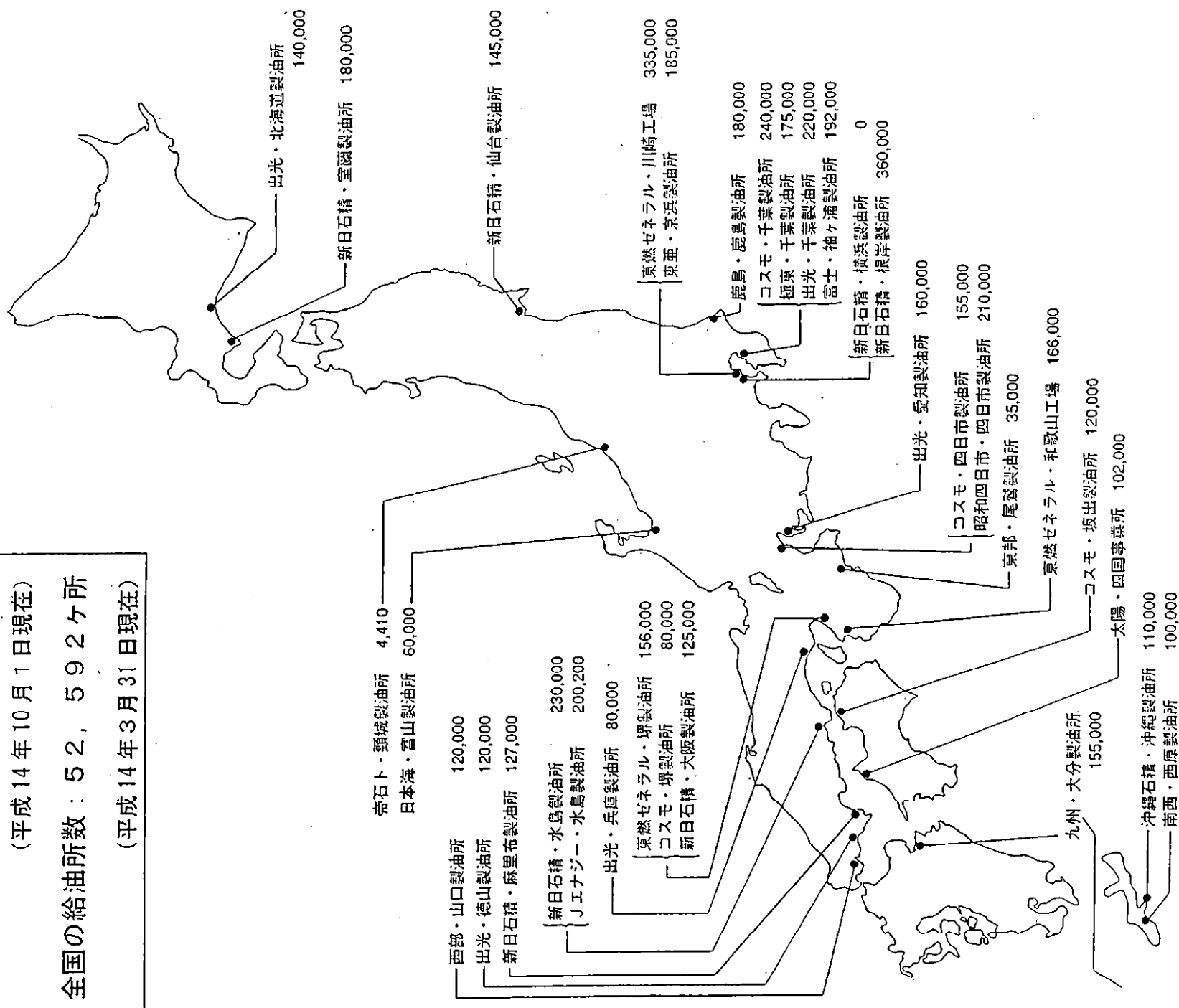
(平成14年10月1日現在)

全国の給油所数：52,592ヶ所

(平成14年3月31日現在)

単位：常圧蒸留装置能力 b/d

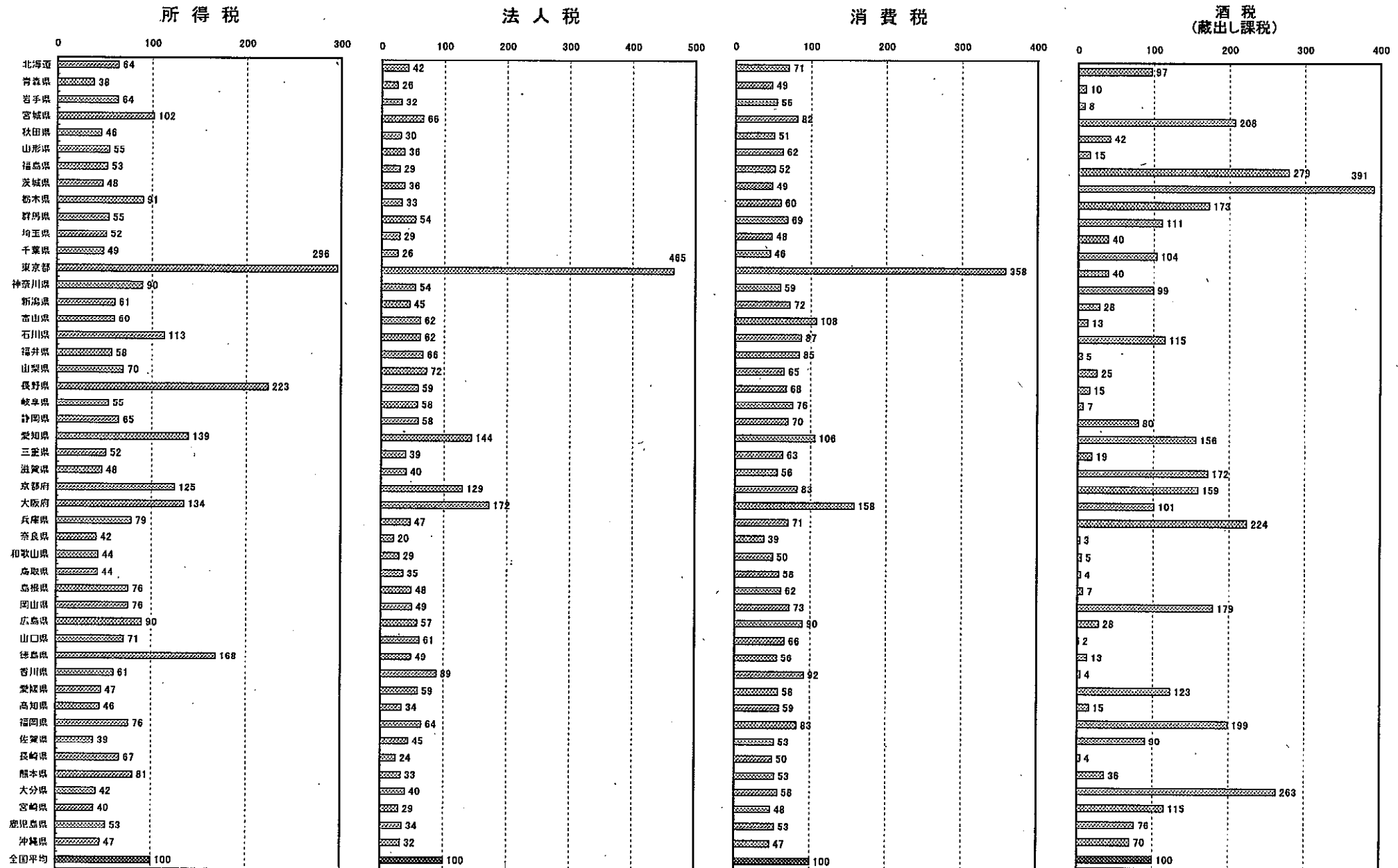
合計496万7,610b/d



〔出典〕「石油資料月報」(石油連盟)

主な国税の人口 1 人当たり 税 収 額 （ 都 道 府 県 別 ）

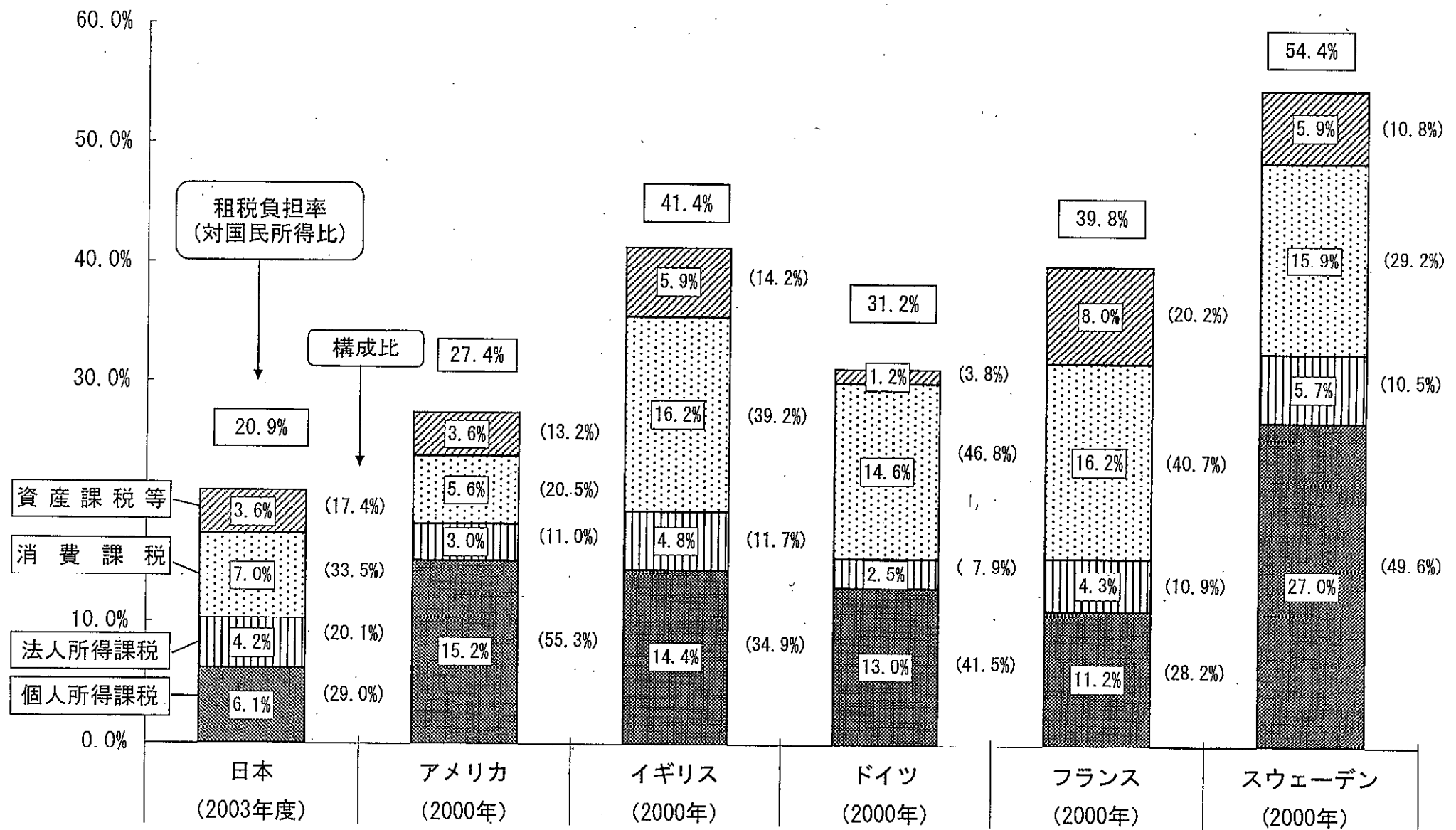
主な国税の人口1人当たり税収額の指数(全国平均を100とした場合、平成13年度)



(注) 所得税のうち源泉所得税は、納税が行われた都道府県において集計されている。
(備考) 数値は、国税庁統計年報書(平成13年度版)による。

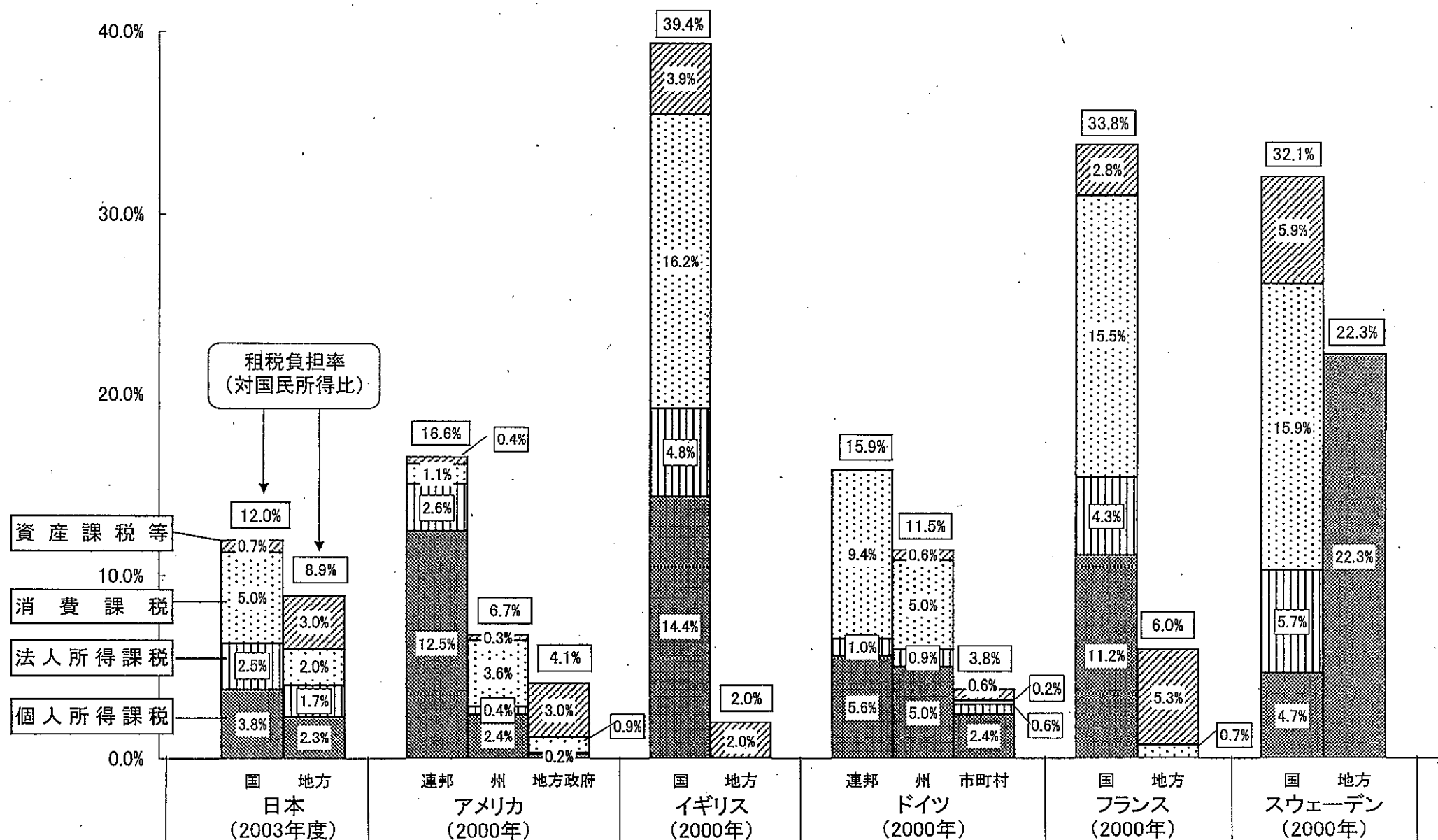
國際比較

租税負担率の内訳の国際比較（国税＋地方税）



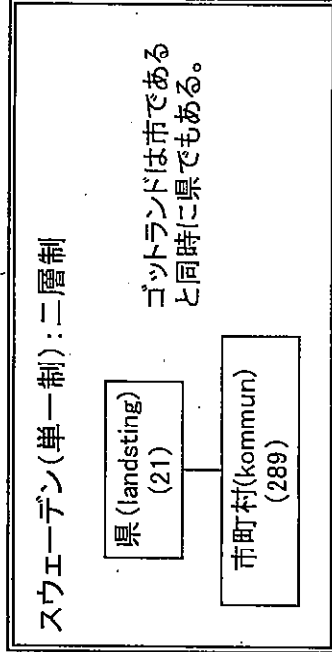
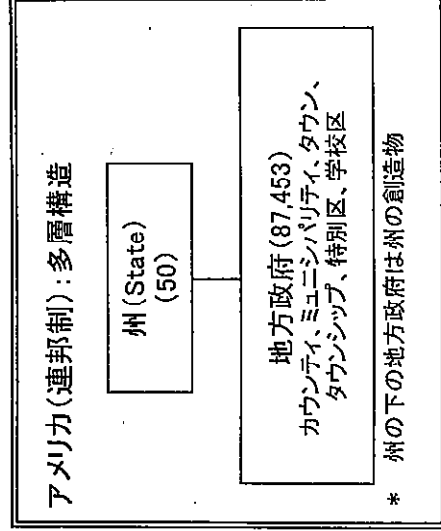
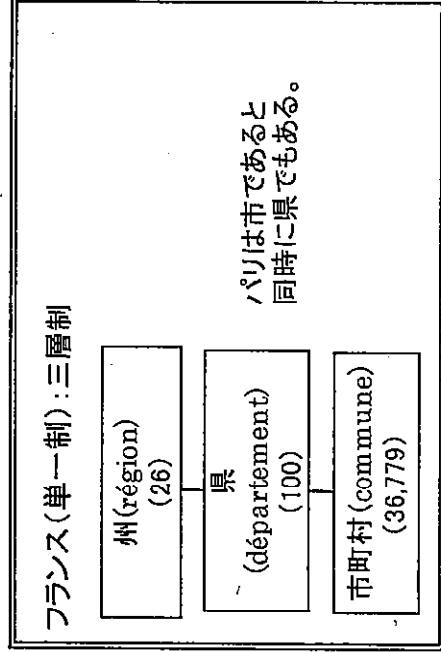
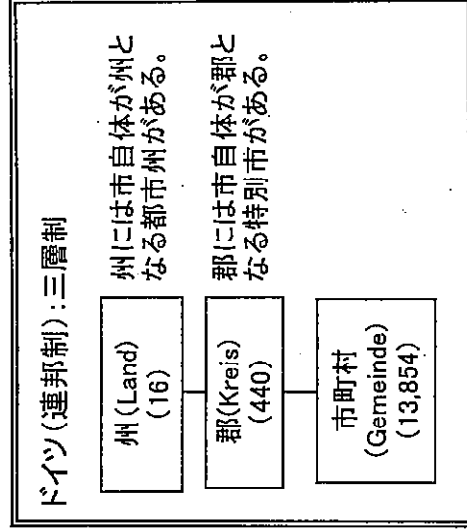
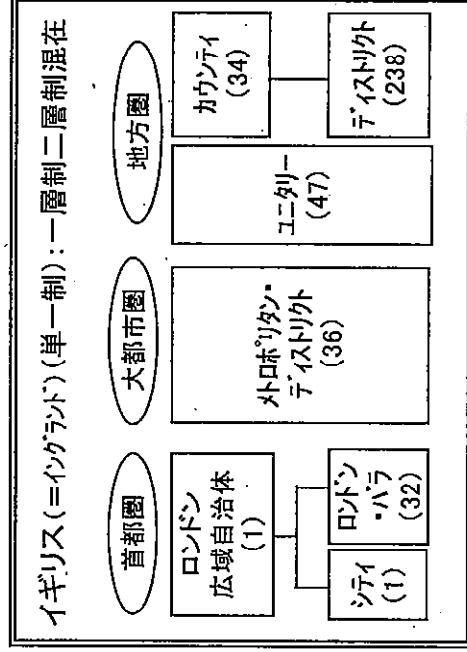
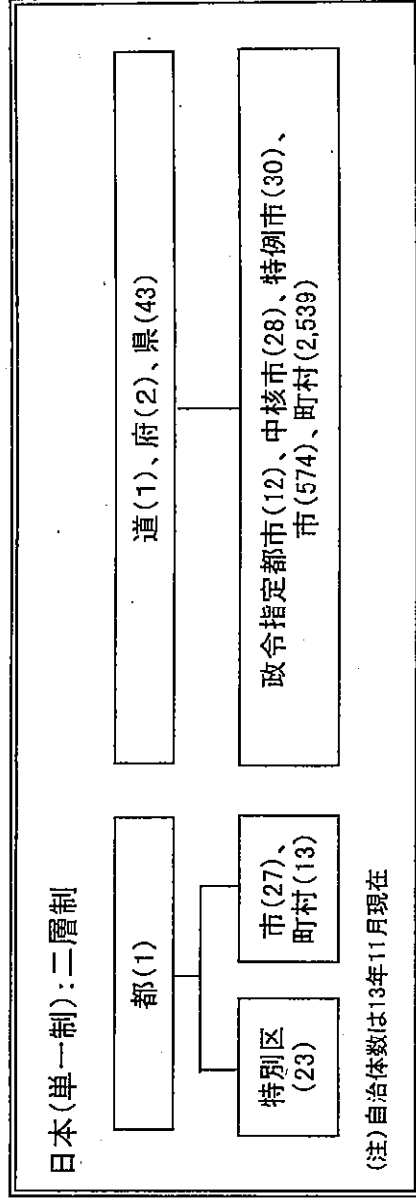
(注) 1. 日本は15年度予算ベース。日本以外は、OECD "Revenue Statistics 1965-2001", "National Accounts 1989-2000"により作成。
2. 所得課税には資産性所得に対する課税を含む。

租税負担率の内訳の国際比較(国(連邦)税・州税・地方税)



(注) 1. 日本は15年度予算ベース。日本以外は、OECD "Revenue Statistics 1965-2001", "National Accounts 1989-2000"により作成。
 2. 所得課税には資産性所得に対する課税を含む。

各国の州・地方自治体の構成



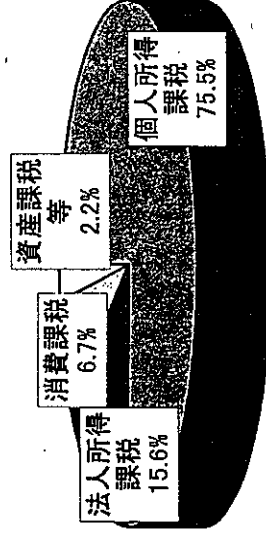
(参考) 各国の人口

日本	1億2,719万人(2001年)
アメリカ	2億7,526万人(2000年)
イギリス	5,976万人(2000年)
ドイツ	8,218万人(2000年)
フランス	5,889万人(2000年)
スウェーデン	887万人(2000年)

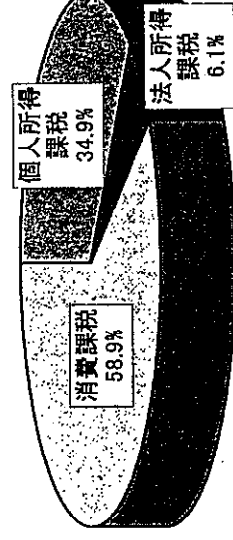
(注)カッコ内の数字は自治体の数。

所得・消費・資産等の国(連邦)・州における税收構成比の国際比較(未定稿)

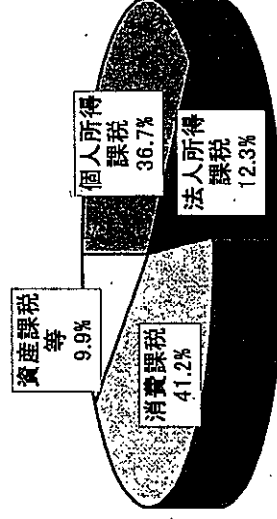
アメリカ(連邦)(2000年度)



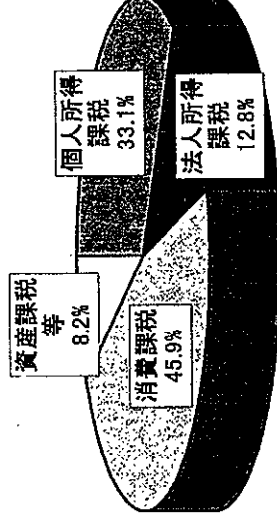
ドイツ(連邦)(2000年)



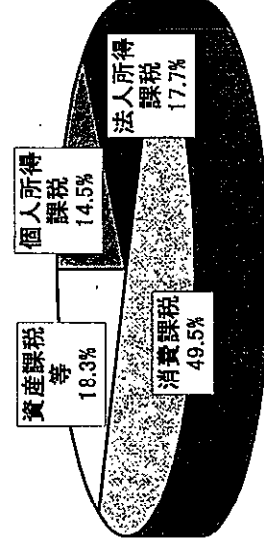
イギリス(2000年)



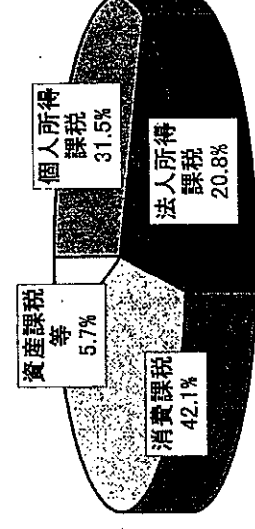
フランス(2000年)



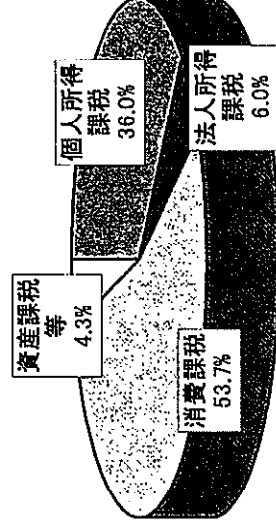
スウェーデン(2000年)



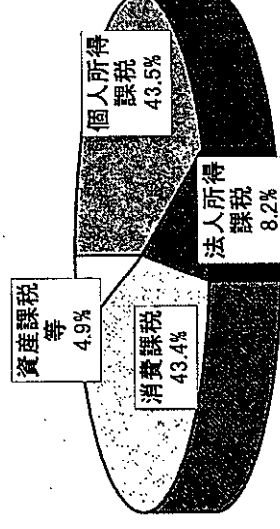
日本(2003年度)



アメリカ(州)(2000年)



ドイツ(州)(2000年)

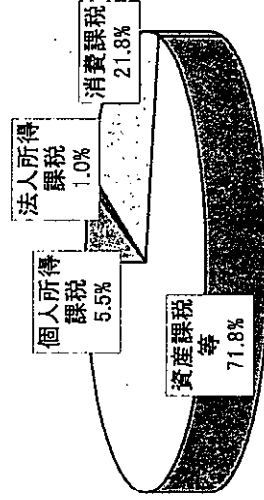


(備考)

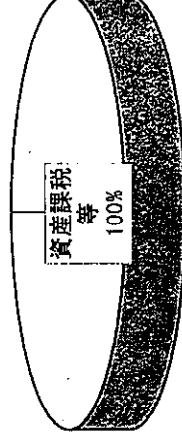
1. 諸外国は“OECD Revenue Statistics 1965-2001”により作成。日本は平成15年度予算ベース。
2. 所得課税には資産性所得に対する課税を含む。
3. アメリカの州の財政年度については、州ごとに期間が異なりうるが、2000年6月30日までに終了する財政年度を一括して2000年のデータとしている。

(1) 資産課税中心型

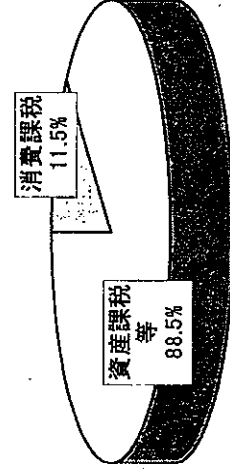
アメリカ(地方政府)(2000年)



イギリス(2000年)

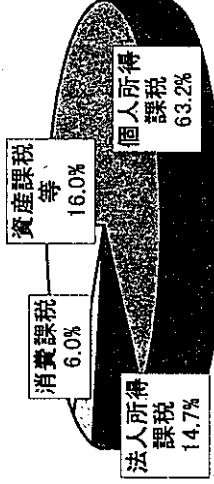


フランス(2000年)

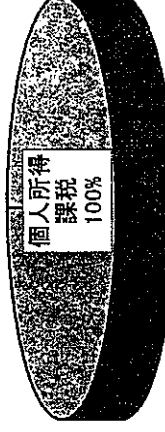


(2) 個人所得課税中心型

ドイツ(市町村)(2000年)

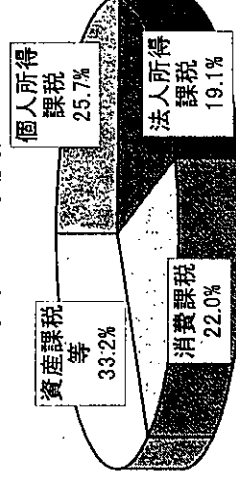


スウェーデン(2000年)



(参考)

日本(2003年度)



(備考)

1. 諸外国は“OECD Revenue Statistics 1965-2001”により作成。日本は平成15年度当初見込みベース。
2. 所得課税には資産性所得に対する課税を含む。
3. アメリカの地方政府は、州の下に設立されるカウンティ、コミュニティ、タウン、タウンシップ、学区、特別区を指す。また、アメリカの地方政府の財政年度については、地方政府ごとに期間が異なるが、2000年6月30日までに終了する財政年度を一括して2000年のデータとしている。
4. フランスの「資産課税等」には、職業税(事業を営む者に対する課税で、事業用有形固定資産の賃貸価格に応じて課税する部分と、支払給与(又は収入)に応じて課税する部分とに分かれる)が含まれる(税収構成比31.9%)。

主要国における主な税目(国(連邦)税・州税・地方税) (未定稿)

2003 年 7 月現在

		日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
個人所得課税		所得税(国税) 道府県民税(地方税) 市町村民税(地方税) 事業税(地方税)	個人所得税 (連邦税、州・地方税)	所得税(国税)	所得税(共有税) 営業税(市町村税)	所得税(国税)	所得税(国税、地方税)
法人所得課税		法人税(国税) 道府県民税(地方税) 市町村民税(地方税) 事業税(地方税)	法人所得税 (連邦税、州・地方税)	法人税(国税)	法人税(共有税) 営業税(市町村税)	法人税(国税)	法人税(国税)
消費課税	一般消費税	消費税(国税) 地方消費税(地方税)	小売売上税 (州・地方税)	付加価値税(国税)	付加価値税(共有税)	付加価値税(国税)	付加価値税(国税)
	主な 個別消費税	石油・自動車関連諸税 (国税、地方税) 酒税(国税) たばこ関連諸税 (国税、地方税)	石油・自動車関連諸税 (連邦税、州・地方税) 酒税 (連邦税、州・地方税) たばこ税 (連邦税、州・地方税)	炭化水素油税(国税) 自動車税(国税) 酒税(国税) たばこ税(国税)	鉱油税(連邦税) 自動車税(州税)、 酒税 ・蒸留酒税(連邦税) ・発泡ワイン税(連邦税) ・ビール税(州税) たばこ税(連邦税)	石油産品内国消費税 (国税) 自動車関連諸税 (国税、地方税) 酒税(国税) たばこ消費税(国税)	石油・環境関連諸税 (国税) 自動車関連諸税(国税) 酒税(国税) たばこ税(国税)
資産課税等		相続税・贈与税(国税) 登録免許税(国税) 印紙税(国税) 不動産取得税(地方税) 固定資産税(地方税)	遺産税・贈与税 (連邦税、州税) 不動産取引等関連諸税 (州・地方税) 財産税(州・地方税)	相続税・贈与税(国税) 印紙税(国税) 非居住用資産レイト (国税) カウシル税(居住用資産税) (地方税)	相続税・贈与税(州税) 不動産取得税(州税) 不動産税(市町村税)	相続税・贈与税(国税) 印紙税(国税) 登録税(国税、地方税) 富裕税(国税) 住居税(地方税) 既建築地不動産税 (地方税) 未建築地不動産税 (地方税) 職業税(地方税)	相続税・贈与税(国税) 印紙税(国税) 富裕税(国税) 不動産税(国税)

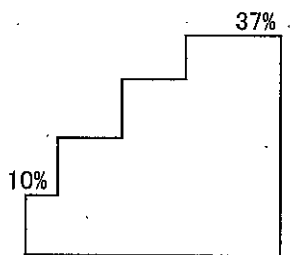
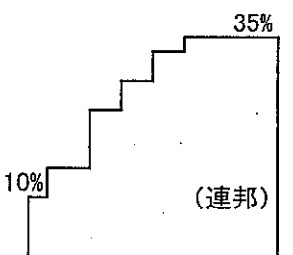
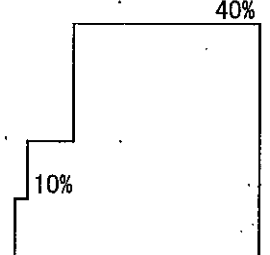
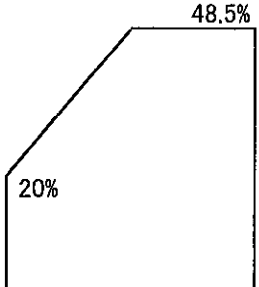
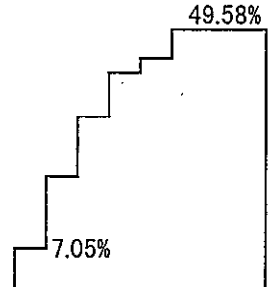
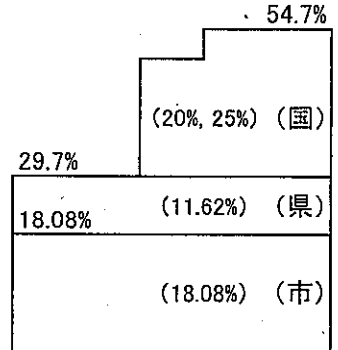
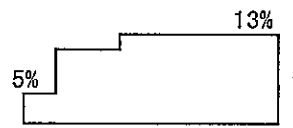
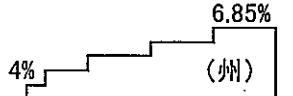
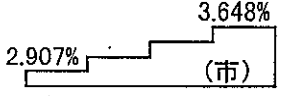
(注1) アメリカにおいては、州に独自の課税権があることから、州により税目等が異なることに留意。

(注2) ドイツにおいては、所得税、法人税及び付加価値税は、憲法の規定等により、連邦、州及び市町村(法人税については連邦及び州)にそれぞれ税収が配分される。

個人所得課税の税率構造の国際比較（イメージ）

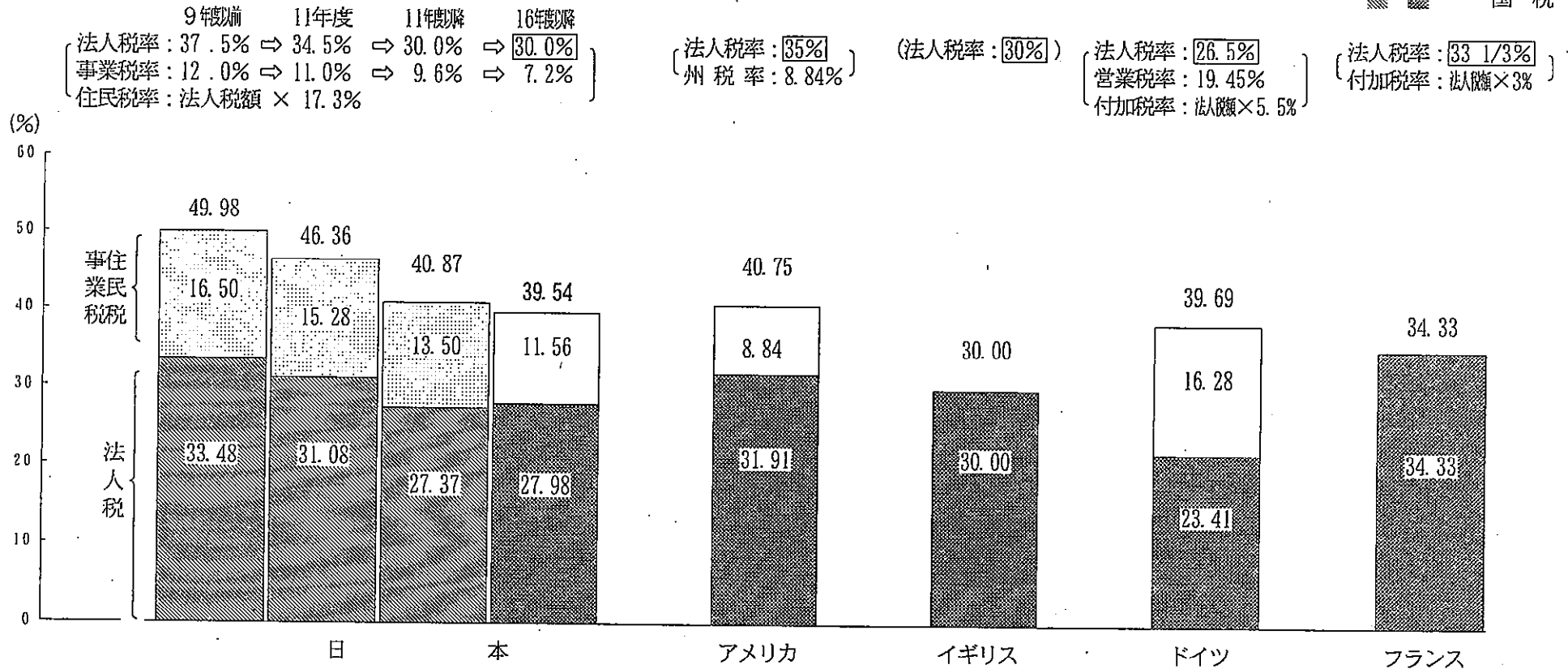
未定稿

（2003年7月現在）

	日 本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
国				 (注) 連邦・州・市町村の共有税である。なお、上記に加えて、連邦税として連帯付加税(税額の5.5%)が課される。	 (注) 上記とは別に、社会保障関連諸税(原則として計8%)が収入に対して課される(金融資産性収入等についてはさらに2%が課される)。	(勤労所得の場合)  (20%, 25%) (国) (11.62%) (県) (18.08%) (市)
地方		 (注) NY州の場合。  (注) NY市の場合。	なし	なし	なし	(注1) 資本所得については、30%の比例税率(国税)が別途課される。 (注2) 県・市の所得税率は、自治体ごとに異なる(上記はストックホルム市の場合)。また、歳出に応じて、毎年税率が変更される。

(注) アメリカにおいては、州に独自の課税権があることから、州により税率や課税ベースが異なることに留意(一部の州では、個人所得税は課されない)。なお、州により地方政府(市等)に個人所得課税を認める場合と、認めない場合がある。

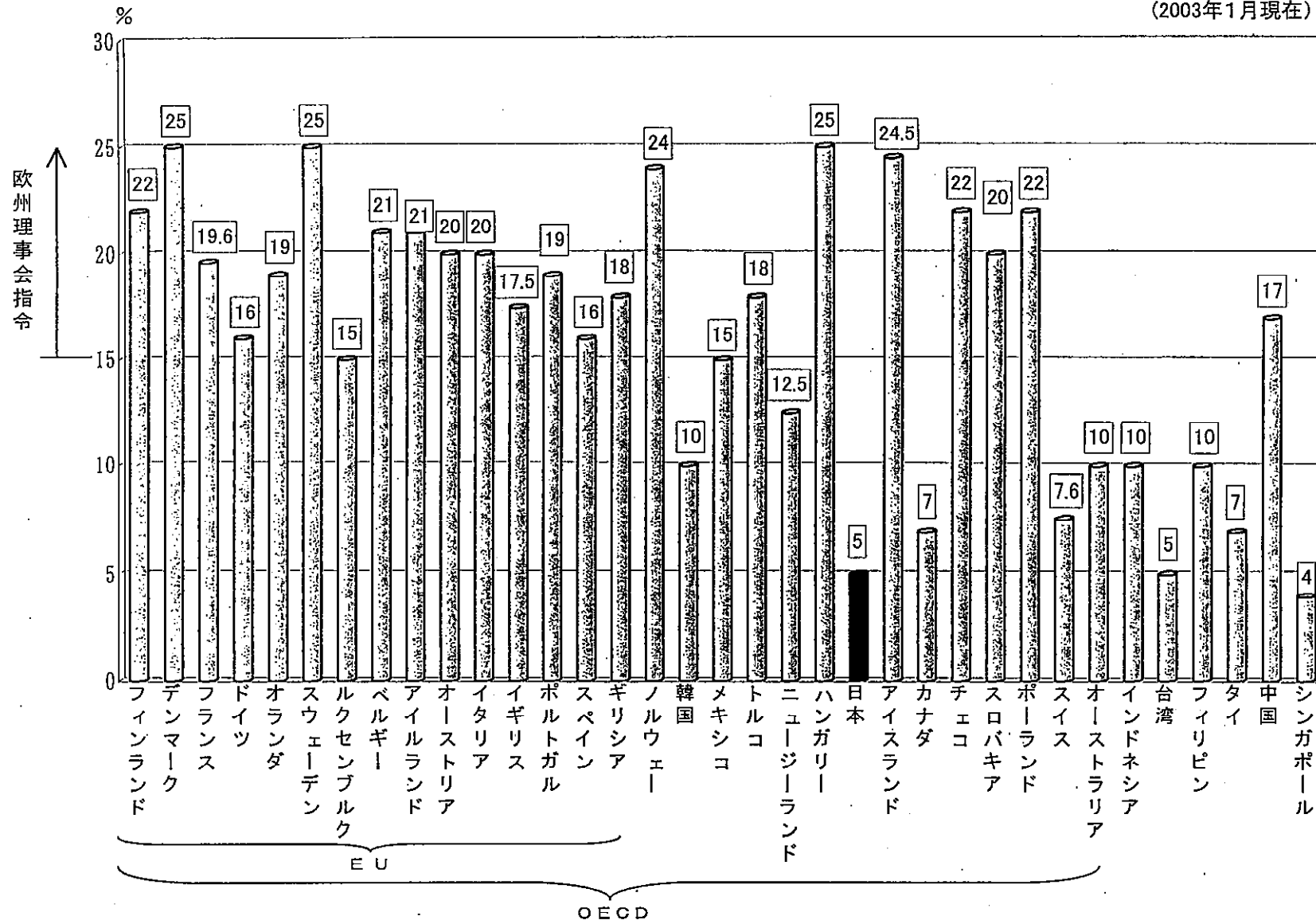
法人所得課税の実効税率の国際比較



- (注) 1. 日本の実効税率は、法人事業税が損金算入されることを調整した上で、「法人税」「法人住民税」「法人事業税」の税率を合計したものである。また、16年度以降の税率は、法人事業税において外形標準課税の対象となる資本金1億円超の法人に適用される税率である。
2. アメリカの「地方税」は、カリフォルニア州(州法人税)の例である。なお、一部の市では市法人税が課税される場合があり、例えばニューヨーク市では連邦税・州税(7.5%、付加税[税額の17%])・市税(8.85%)をあわせた実効税率は45.95%となる。このほか、一部の州・市では、法人所得課税のほか、支払給与額等に対して課税される場合もある。
3. ドイツの実効税率は、付加税(法人税額の5.5%)を含めたものであり、また、2003年度限りの時限措置(法人税率25%→26.5%)も考慮している。なお、ドイツの「国税」は、連邦と州の共有税(50:50)であり、「地方税」は、営業収益を課税標準とする営業税である。
4. フランスの実効税率は、付加税(法人税額の3%)を含めたものである。また、法人利益社会税(法人税額の3.3%)を含めると実効税率は35.43%となる。(ただし、法人利益社会税の算定においては、法人税額より76.3万ユーロの控除が行われるが、実効税率の計算にあたり当該控除は勘案されていない。)
- なお、フランスでは、法人所得課税のほか、職業税(地方税)が課税される。
5. 諸外国については、2003年7月現在の税制に基づく。

付加価値税率(標準税率)の国際比較

(2003年1月現在)



(備考) 1. 日本の消費税率5%のうち1%は地方消費税(地方税)である。

2. カナダにおいては、連邦の財貨・サービス税(付加価値税)の他に、州によって小売売上税等を課しているところがある。(例:オンタリオ州8%)

3. アメリカは、州、郡、市により小売売上税が課されている。(例:ニューヨーク市8.25%)

主要国の付加価値税の概要

(2003年1月現在)

		日 本	E C 第 6 次 指 令	フ ラ ン ス	ド イ ツ	イ ギ リ ス
施 行		1 9 8 9 年	1 9 7 7 年	1 9 6 8 年	1 9 6 8 年	1 9 7 3 年
納 税 義 務 者		資産の譲渡等を行う事業者及び輸入者	経済活動をいかなる場所であれ独立して行う者及び輸入者	有償により財貨の引渡又はサービスの提供を独立して行う者及び輸入者	営業又は職業活動を独立して行う者及び輸入者	事業活動として財貨又はサービスの供給を行う者で登録を義務づけられている者及び輸入者
非 課 税		土地の譲渡・賃貸、住宅の賃貸、金融・保険、医療、教育、福祉等	土地の譲渡（建築用地を除く。）・賃貸、中古建物の譲渡、建物の賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉等	土地の譲渡（建物を除く。ただし、個人が取得する建物は非課税）・賃貸、中古建物の譲渡（不動産業者の譲渡を除く。）、住宅の賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便等	土地の譲渡・賃貸、建物の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便等	土地の譲渡・賃貸、建物の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉等
税 率	標準税率	5 % (地方消費税を含む)	1 5 % 以上	1 9 . 6 %	1 6 %	1 7 . 5 %
	ゼロ税率	な し	ゼロ税率及び5 %未満の超軽減税率は、否定する考え方を採っている。	な し	な し	食料品、水道水、新聞、雑誌書籍、国内旅客輸送、医薬品、居住用建物の建築等
	輸出免税	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引
	軽減税率	な し	食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、医薬品、旅客輸送等…… 5 % 以上 (2本以下)	食料品、水道水、雑誌、書籍、旅客輸送、肥料等…………… 5.5 % 新聞、医薬品等… 2.1 %	食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、国内近距離旅客輸送等…… 7 %	家庭用燃料及び電力等…………… 5 %
	割増税率	な し	な し	な し	な し	な し
課 税 期 間		1年（個人事業者：暦年 法人：事業年度） ただし、選択により3か月とすることができる。	1か月、2か月、四半期 又は加盟国が任意により定める1年を超えない期間	1か月	1年 ただし、原則として1か月ごとに予定申告納付を行う。	3か月 ただし、選択又は課税庁の命令により課税期間を1か月とすることができる。

各国の州・地方自治体における税制の概要（未定稿）

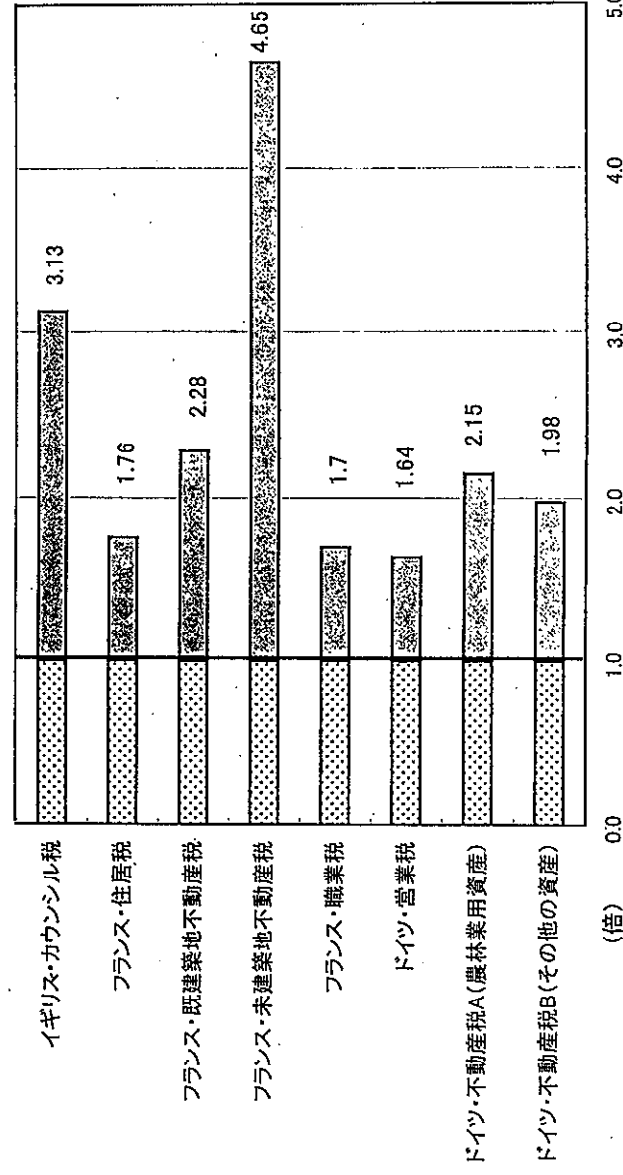
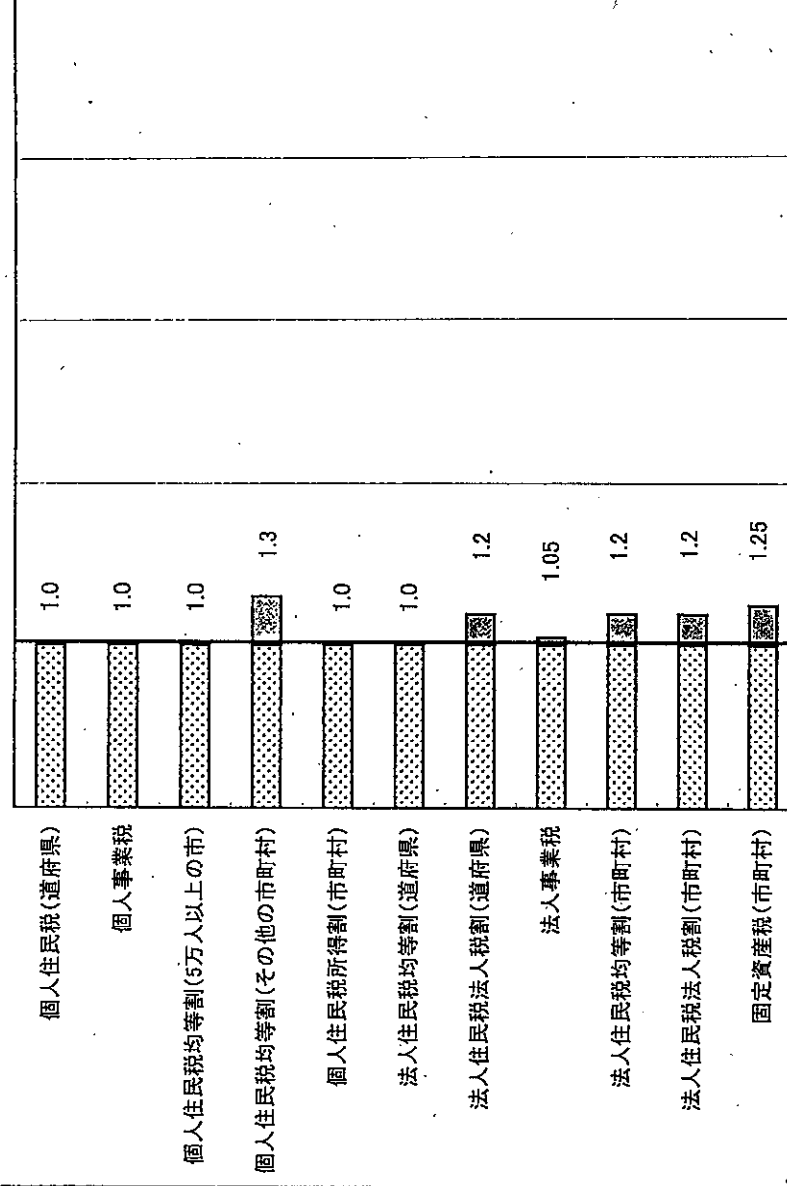
	日本	アメリカ		イギリス	ドイツ		フランス	スウェーデン
国家制度	単一国家	連邦制		単一国家	連邦制(協調的連邦主義)		単一国家	単一国家
課税権	地方税は原則法律で規定 (法定外税あり)	州 州税は州法で規定(連邦憲法に定められた範囲内での制限有り)	地方政府 課税権は州より委譲(通常、州の定める範囲内で税率等を設定)	地方税は法律で規定	州 連邦、州の競合的立法	市町村 営業税、不動産税は連邦法で規定 地域内個別税は州法で規定 (法定外税あり)	地方税は法律で規定	法定外税可(現在なし) 個人所得税は法律で規定
主な税目	[所得課税＋消費課税＋資産課税] ・住民税 ・事業税 ・地方消費税 ・固定資産税	[独自課税](注1) ・個人所得税 ・法人所得税 ・小売売上税 ・個別間接税 等	[資産課税中心] ・小売売上税 ・個別間接税 ・財産税 等	[資産課税のみ] ・カウンシル税(居住用資産税)	[個人所得課税＋消費課税] ・所得税(共有税) ・法人税(共有税) ・付加価値税(共有税)	[個人所得課税中心] ・所得税(共有税) ・営業税 ・付加価値税(共有税) ・不動産税	[資産課税中心] ・住居税 ・既建築地不動産税 ・未建築地不動産税 ・職業税	[個人所得課税のみ] ・個人所得税
徴収機関	地方自治体 (地方消費税は国)	州	地方政府 (または州)	地方自治体	[共有税、州税] 州(注2)	[共有税] 州 [市町村税] 州または市町村	国	国
州・地方の税率設定権	○ (一部不可) (一部に制限税率の定めあり)	○	○ (一部不可) (州により税率制限等あり)	○ (国に税率制限権あり)	×	[共有税] × [市町村税] ○	○ (一部不可) (全国平均を大きく超える税率の禁止、職業税のみの不均衡な増税禁止、住居税のみの不均衡な減税禁止等)	○ (過去に時限立法による税率制限あり)

(注1) アメリカについては、ほとんどの州において、個人所得課税及び消費課税(小売売上税)が中心である。

(注2) ドイツの州税のうちビール税については連邦が徴収を行っている。

(出典) 「地方財政システムの国際比較」(2002年6月、財務省財務総合政策研究所)

我が国と各国の主要税目の自治体間税率格差



(出典)税制調査会第3回基礎問題小委員会「地方財政関係資料」(平成15年11月27日、財務省主計局)

(注1)フランスについては1999年、その他の国については2000年(度)の値。

(注2)税率格差の値は、各国の自治体等における最低税率に対する最高税率の比率。

(注3)「地方財政システムの国際比較」(2002年6月、財務省財務総合政策研究所)を基に作成。